

## みずほ銀行グローバルインフォシス11月号

### 「インド新会社法と居住者取締役」

執筆 ビベック・コーリー-ZEUS法律事務所代表・弁護士

監修 榎 泰邦・サン・アンド・サンズコンサルタンツ社長

インド新会社法第149条(3)は、取締役の居住者条件について規定しているが、適用開始時期への言及がないことから、当局に対し照会が続くなど混乱が生じている。この件につき、ビベック・コーリー弁護士のメモに基づき取りまとめれば、以下の通りである。

#### 1. 条文規定

新会社法第149条は、取締役の任命と資格要件につき規定しているが、そのなかで同条(3)は、以下のとおり規定している。

「すべての会社は、取締役の少なくとも1名につき、前暦年において182日以上インドに滞在した者を置かなければならない。」

#### 2. 立法趣旨

この規定が対象とするのは、公開、非公開を問わず全ての会社であり、敢えて非公開会社を適用対象から除外していないところに意義がある。

非公開会社 (Private Company) は、インド証券取引委員会 (the Securities and Exchange Board of India) の規制下にある上場公開会社 (Listed Public Company) と違い、独立の取締役機関の規制を受けない。さらに、情報開示や記録保存義務につき、非公開会社は最低限の義務を負うだけで、上場公開会社はもとより非上場公開会社と比較しても、その義務範囲は限定的であり、十分な透明性に欠けている。他方で、非公開会社の取引業務は、上場、非上場を問わず公開会社と同等である。銀行からの借入、資本調達 (制限的とはいえ) など金融システムへのアクセスが認められ、購入／販売、雇用などにつき公開会社と同等の権能を有している。よって、取引を通じ、様々な関係者が非公開会社の存続、活動に関わり、非公開会社に正当な利害関係を有することとなる。

ここから、非公開会社の活動についても、政府による十分な監督が必要との発想が出て来る。具体的には、取締役会の責任を問う体制の整備となるが、もし取締役会の全員が外国人ないし国外居住者である場合には、企業に対し十分な責任追及が出来なくなり、結果として利害関係者の利益を損なうことも懸念される。

かかる配慮から、新会社法は、「取締役のうち少なくとも1名は、前暦年において182日以上インドに滞在した者でなければならない。」との規定を置き、かかる取締役が「1961年所得税法」上での「居住者」であること要請したものである。これが、一般的に呼称される「居住者取締役 (Resident Director)」であり、「居住者取締役」をインド税法上の対象におき、責任追及の可能性を担保することが狙いである。

#### 3. 「居住者取締役」設置義務の発生時期と「前年」の解釈

新会社法にかかる関連法令、通達は以下の通り、五月雨式に導入されてきている。

- ・会社法、2013.8/29に大統領の同意を得て、2013.8/30付官報に掲載。
  - ・企業省 (MCA) 通達 ;
- 2013.9/12、会社法の98か条につき通達発出

2014.3/26、第149条を含む108か条につき通達発出し、2014.4/1より発効。

・会社法規則 2014.3/27、MCAにより出され、2014.4/1から発効。

ところが、第149条(3)および関連規則は、取締役にかかる「居住者要件」の開始時期について明示していないことから、様々な混乱が生じている。例えば、2014年4月1日以前に設立された既存企業は、「居住者取締役」がいない場合には、4月1日以降、直ちに法令違反に問われることになるのか、と言った類いの疑問が生まれる。他方で、第149条(5)は、独立取締役設置に関する同条(4)義務の開始時期について、1年間の経過期間を置く旨規定している。「居住者取締役」に関する同条(3)についてはかかる経過措置につき言及がないことから、同条(5)が規定する1年間の経過措置を同条(3)にも適用してもよいのか、についても混乱が生じている。

これらの疑問につき、産業界からは、第149条(3)の適用時期につき、特に本2014年での扱いにつき当局に対し、種々の確認照会がなされた。これに対し、企業省は、検討の結果、2014年6月26日に一般回章No.25/2014を発出し、以下の3つのカテゴリーを設けることによって、本問題の解決を図った。

a) 2014.4/1以前に設立された既存会社

～2014暦年(2014.4/1～2014.12/31)を最初の「前暦年」とする。従って、2014暦年中は、「居住者取締役」を欠いていても、法令違反は生じない。2014暦年における滞在日数の計算については、対象期間が12か月365日ではなく、4/1から12/31までとなるので、比例計算により必要滞在日数は「最低136日」となる。

b) 2014.4/1～2014.9/30の間に設立された会社

～企業設立日ないしは企業設立から6か月以内に、「居住者取締役」要件を満たす必要がある。

c) 2014.9/30以降に設立された会社

～設立日時点で「居住者取締役」要件を満たす必要がある。即ち、設立時には、取締役のうち最低1名は「居住者取締役」とすることが必要である。

監修者注 この通達によっても、細部について全て疑問が解消する訳ではないが、a)～b)の3つのケースについて、実際上は、いずれも具体的な要件適応開始は2015年となり、ベースとなる「前暦年」は、2014年4月～12月で、クリアすべき滞在日数は136日となるものと解される。即ち、b)のケースでは、2014年7月1日以降に設立された会社は、「6か月後からの適用」との救済により、「居住者要件」義務が発生するのは2015年1月1日以降となる。他方、b)カテゴリーのうち、4月1日～6月30日の間に設立された会社及びc)カテゴリーについては、2014年10月～12月の間に義務が発生するが、現実問題として、3か月以内に年を越して2015年を迎えるので、2015年に備えて「居住者取締役」要件を設立当初から整える必要が生ずる。)

#### 4. 「経営役職員」にかかる「居住者要件」との関係

上記の第149条(3)に関する税法上の居住者条件と、混同しがちなのが、マネージング・ディレクターや常勤役員など経営役職員 (managerial person) の要件に関する第196条および付表Vが規定する「居住者」要件であるので、念のため、追記しておく。

第203条(1)および会社法規則案13.6は、上場会社および払込済株式資本額が5,000万ルピー以上の会社は、マネージング・ディレクター、常勤役員、マネージャーなどの常勤の主要経営役職員を置かなければならないと規定し、196条、203条(3)および付表Vは、経営役職員に関する、資格条件、居住者条件および任命手続きにつき規定している。

特に、付表Vは、マネージング・ディレクターなど経営役職員の任命要件を示している中で、「インドにおける居住者」 (Resident in India) でなければならない、と規定している。この場合の「居住者」とは、「任命の直近日までにイン

ドに継続的に12か月以上滞在している者」を指す。従って、付表Vで規定される経営役職員に求められる「居住者条件」は、149条(3)が求める「居住者取締役」とは全く異なるものである。

監修者注 第149条(3)が規定する「前暦年で182日以上インドに滞在する取締役」を一般的に「居住者取締役」と呼称することから、混乱が生じることとなるが、正確には「所得税課税対象・滞在者」と称するべきものである。他方で、経営役職員の任命要件に関し、第203条(3)および付表が定める「居住者」は、継続的に12か月以上滞在している者で文字通りの居住者を指す。取締役と経営役職員とは異なる役職、異なる概念であるが、実際にはマネージング・ディレクターなど経営役職員が取締役を兼任するケースが多い。従って、経営役職者を置くことを義務付けられている上場会社や払込済株式資本金5,000万ルピー以上の会社にとっては、第149条(3)が求める「居住者取締役」要件は多くの場合、意味を持たない。上記2. 記載のとおり、非公開会社も規定対象に含まれている点に同条の意義がある。）

2014.11/3、記)